

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス

(旧名称「りそな年金FAX情報」)



《厚生年金基金関連》

平成23年11月17日

財政運営基準等の追加見直し案に寄せられた意見に基づく修正について

平成23年11月16日付で、平成23年10月6日に公開された「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等について」に寄せられた意見及び回答が公表されました。

以下に、修正が行われた事項の概要をご案内いたします。詳細につきましては、厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/public/) をご参照下さい。

(1) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し<平成24年度決算から>

現行の方法：平成11年9月に遡って期ズレが解消されたとして計算した額から最低責任準備金を控除する

当初改正案：直近決算により確定した最低責任準備金とその後1年9ヵ月間適用される厚生年金の運用利回りから期ズレの影響額を計算する

➡ 今回の見直しは、現行の方法では、制度終了時に返還すべき代行債務である最低責任準備金を保有していないにもかかわらず、継続基準上は代行債務を保有しているといったケースを回避するために行うものとされていますが、現下の経済情勢等と激変緩和を考慮し、以下の通り、現在の最低責任準備金の算定導入（平成11年10月）以降1年9ヵ月の間の利回りを考慮した調整額に見直されます。

【見直し後の計算方法】

最低責任準備金調整額

= 当該事業年度末における最低責任準備金

$$\times \{ (1 + \text{前事業年度における厚生年金運用利回り}) ^{(9/12)} \times (1 + \text{当該事業年度における厚生年金運用利回り}) / 1.0723 - 1 \}$$

<当初案>

× 9/12

今回追加

イメージ

【厚生年金運用利回り】

年度	利回り
H 9	4.66%
H 10	4.15%
H 11	3.62%
⋮	⋮
H 20	△6.83%
H 21	7.54%
H 22	△0.26%

最低責任準備金算定に使用する利率

平成11年10月以降1年9ヵ月の影響を除外

$$(1 + 4.66\%) ^{(3/12)}$$

$$\times (1 + 4.15\%)$$

$$\times (1 + 3.62\%) ^{(6/12)}$$

$$\div 1.0723$$

最低責任準備金（継続基準）算定に使用する利率

今後1年9ヵ月の影響を反映

仮に、平成 22 年度決算において見直し後の計算方法を用いて最低責任準備金（継続基準）を計算すると以下の通りとなります。

【例示】

平成 22 年度決算の最低責任準備金（継続基準）

= 平成 22 年度決算の最低責任準備金 + 平成 22 年度決算の最低責任準備金調整額

= 平成 22 年度決算の最低責任準備金 × $\{(1+0.0754)^{(9/12)} \times (1-0.0026) / 1.0723\}$

≒ 平成 22 年度決算の最低責任準備金 × 0.9823

現行の算定方法による平成 22 年度決算の最低責任準備金（継続基準）は、最低責任準備金の 97.8%程度（弊社総幹事先平均）となっており、今回見直し後の最低責任準備金（継続基準）の算定方法では当初改正案のような激変は回避されていると言えます。

(2) 廃止までの経過措置期間中に回復計画で用いる前提の見直し

<平成 24 年度財政検証から>

- 回復計画は即時廃止とはせず、平成 28 年度の財政検証まで掛金対応を可能とする 5 年間の経過措置期間が設けられますが、回復計画に実効性を持たせるため、計画の作成に用いる前提の一部が見直されます。

➡ 年金資産の予測に用いる利率が、最低責任準備金の予測に用いる利率を下回る場合には利差損が生じるため、年金資産の予測に用いる利率が以下の通り見直されます。
(変更箇所：下線部)

- 最低責任準備金の予測に用いる利率については、厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り（実績が判明している場合は、その利率）を下回らないものとする。
- 年金資産の予測に用いる利率は運用実績の過去 5 事業年度平均、回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率または厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのうちいずれか大きい率を上限とする。
- 加入員数は、過去 5 事業年度の実績を用いて適切に見込むこととする。

(3) 指定基金健全化計画承認基準の見直し<公布日から>

- 健全化計画に用いる前提のうち、年金資産の予測に用いる利率が、(2) の回復計画と同様の内容に見直されます。

掛金引上げ猶予措置、予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例、非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直しおよび非継続基準における積立基準の引上げスケジュールについての検討については、平成 23 年 10 月 6 日付のパブリックコメント手続きにより公開された原案通りとされました。

<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3211 大阪 06-6268-1834

以上